

公 示 送 達 書				8 大税第 9 号	
下記の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。 なお、この書類は、私が保管していますから、いつでもお受け取りください。 令和 8 年 7 月 31 日 福岡県 大牟田 県税事務所長 高 石 勝 印					
送達を受けるべき者の住所・氏名	送達する書類の名称	課 税 番 号	納 期 限	変更納期限 （督促状等の場合は 督促状等の発付期日）	備 考
		年 月 分			
古 賀 晃 史	国税徴収法第 54 条 に基づく書類				
	以下余白				

注 1 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

2 督促状については、掲示を行った日が、督促状を発した日となります。